

令和3年第5回宮崎市議会（6月定例会）

提出案件一覧

1 件数

議案	19件
報告	10件
合計	29件

2 内訳

(1) 議案（19件）

- ①令和3年度補正予算の専決処分（2件） ⇒ 議案第117号・議案第118号
- ②令和3年度補正予算案（1件） ⇒ 議案第119号
- ③事務の委託に関する規約の協議（1件） ⇒ 議案第120号
- ④工事請負契約の締結（3件） ⇒ 議案第121号～議案第123号
- ⑤財産の無償譲渡（5件） ⇒ 議案第124号～議案第128号
- ⑥財産の取得（1件） ⇒ 議案第129号
- ⑦訴えの提起（1件） ⇒ 議案第130号
- ⑧条例案（5件） ⇒ 議案第131号～議案第135号

(2) 報告（10件）

- ①令和2年度繰越計算書（7件） ⇒ 報告第16号～報告第22号
- ②経営状況の報告（1件） ⇒ 報告第23号
- ③専決処分の報告（2件） ⇒ 報告第24号・報告第25号
 - ・ 訴えの提起（2件）

3 議案の概要

議案第117号 「令和3年度宮崎市一般会計補正予算（第3号）」の専決処分について
【財政課（商業政策課）】

◇概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給事業について、県の営業時間短縮要請に応じた市内の飲食店等に対して同協力金を支給することに伴い予算を補正する必要が生じたが、急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

◇主な内容

別添「令和3年度宮崎市一般会計補正予算専決処分概要（議案第117号）」のとおり

議案第118号 「令和3年度宮崎市一般会計補正予算（第4号）」の専決処分について
【財政課（新型コロナウイルスワクチン対策局、商業政策課）】

◇概要

新型コロナウイルスワクチンの接種を促進するため、県の補助事業を活用し医療機関に協力金を支給する「新型コロナウイルスワクチン接種緊急支援事業」及び県の営業時間短縮要請が5月31日まで延長されたことに伴い、引き続き協力金を支給する「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給事業」について、それぞれ予算を補正する必要が生じたが、急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

◇主な内容

別添「令和3年度宮崎市一般会計補正予算専決処分概要（その2）（議案第118号）」のとおり

議案第119号 令和3年度宮崎市一般会計補正予算（第5号）案【財政課（予算担当課）】

別添「令和3年度6月補正予算案概要」とおり

議案第120号 綾川地区水利施設管理強化事業の事務の委託に関する規約の協議について
【佐土原総合支所 農林建設課】

◇提案理由

本市が、国富町に綾川地区水利施設管理強化事業の事務を委託するための規約を定めることについて、同町と協議するため、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、本案を提出するもの。

◇規約の内容

(1) 事務の内容

国営綾川農業水利事業造成施設及び国営附帯県営造成施設に関する事務

(2) 事業の主体

本市、西都市、国富町及び綾町（本市、西都市及び綾町が、それぞれ国富町に事務を委託。）

(3) 委託事務の範囲

同事業に係る補助金の交付申請及び受領並びに委託事務の管理及び執行

(4) 事業の概要

令和3年度新規補助事業「水利施設管理強化事業」により、綾川総合土地改良区が管理する調整池や揚水機場等に係る経費を同土地改良区に助成し、綾北ダム及び綾南ダム等からの安定的な農業用水の供給を行うもの。

(5) 施行期日

令和3年7月1日

◇提案理由

工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出するもの。

◇工事名

エコクリーンプラザみやざき基幹的設備等改良工事

◇工事概要

- 1 工事内容 エコクリーンプラザみやざき焼却施設の基幹的設備等改良工事（受入供給設備、燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備、通風設備、灰出し設備、給水設備、計装設備、雑設備及び建築設備等の改良工事。）
- 2 工事場所 宮崎市大字大瀬町字倉谷6176番1
- 3 完成期限 令和7年2月28日

◇契約の方法

随意契約

◇契約の金額

8,118,000,000円

◇契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 九州支店

◇提案理由

工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出するもの。

◇工事名

内之八重処理場解体撤去工事

◇工事概要

- 1 工事内容 延床面積2,948.04㎡（処理棟2,380.00㎡、管理棟501.56㎡、渡り廊下24.48㎡、車庫・倉庫42.00㎡）の内之八重処理場解体撤去工事で、一部外構撤去工事も含む。ただし、浄水棟撤去工事は除く。
- 2 工事場所 宮崎市高岡町上倉永1207番地9
- 3 完成期限 令和4年3月15日

◇契約の方法

条件付一般競争入札

◇契約の金額

181,804,576円

◇契約の相手方

井上・春山・シンケン特定建設工事共同企業体

◇提案理由

工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出するもの。

◇工事名

宮崎市立住吉中学校屋内運動場大規模改造工事のうち建築主体工事

◇工事概要

- 1 工事内容 延床面積1,422.30㎡の住吉中学校屋内運動場（鉄筋コンクリート造1階建て一部鉄骨造）の内部内装改修工事、外部屋根改修工事、屋上防水改修工事、外壁改修工事及び屋外付帯工事を含む大規模改造工事。ただし、電気設備工事、給排水衛生設備工事を除く。
- 2 工事場所 宮崎市大字島之内7608番地
- 3 完成期限 令和4年2月15日

◇契約の方法

条件付一般競争入札

◇契約の金額

231,000,000円

◇契約の相手方

宇治野・井上特定建設工事共同企業体

議案第124号から議案第128号まで 財産の無償譲渡について（5件）

【地域コミュニティ課】

◇提案理由

学習等供用施設の用途廃止に伴い、建物を地元自治会に無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、本案を提出するもの。

◇譲渡する財産

建物

◇譲渡の時期

令和3年8月1日

◇建物の概要及び譲渡する相手方

<議案第124号>

名称	片瀬・下山地区学習等供用施設
所在地	宮崎市佐土原町下那珂2966番地17
構造及び床面積	鉄筋コンクリート造平家建 133.08㎡
譲渡の相手方	片瀬・下山地区自治会

<議案第125号>

名称	小牧台地区学習等供用施設
所在地	宮崎市佐土原町下那珂4518番地446
構造及び床面積	鉄筋コンクリート造平家建 328.60㎡
譲渡の相手方	小牧台一区自治会、小牧台二区自治会及び小牧台三区自治会

<議案第126号>

名称	黒田地区学習等供用施設
所在地	宮崎市佐土原町下那珂7982番地
構造及び床面積	鉄筋コンクリート造平家建 135.03㎡
譲渡の相手方	黒田地区自治会

<議案第127号>

名称	田ノ上地区学習等供用施設
所在地	宮崎市佐土原町下田島986番地1
構造及び床面積	鉄筋コンクリート造平家建 120.72㎡
譲渡の相手方	田ノ上自治会

<議案第128号>

名称	田島地区学習等供用施設
所在地	宮崎市佐土原町下田島7005番地
構造及び床面積	鉄筋コンクリート造平家建 109.95㎡
譲渡の相手方	田島地区自治会

◇提案理由

車両の購入について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出するもの。

◇財産の内容

高規格救急自動車1台（北消防署東分署）

◇主な仕様

- 1 乗車定員 7名
- 2 エンジン ガソリンエンジン
- 3 駆動方式 4輪駆動

◇契約の方法

指名競争入札

◇契約の金額

21,175,000円

◇契約の相手方

宮崎トヨタ自動車株式会社

◇概要

所有権移転登記手続を求める訴えを提起するもの。

◇請求の要旨

- (1) 被告らは、市に対し、宮崎市高岡町花見字向川原101番5の土地について、昭和49年4月1日時効取得を原因とする所有権移転登記手続をせよ。
- (2) 訴訟費用は、被告らの負担とする。
との判決を求める。

◇訴訟遂行の方針

- (1) 訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で訴訟上の和解又は調停をするものとする。
- (2) 判決の結果必要があるときは、上訴するものとする。

議案第131号から議案第135号まで 条例案（5件）

議案第131号 宮崎市議会議員及び宮崎市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について **【選挙管理委員会事務局】**

◇提案理由

選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担について、新たに単価の限度額の算定区分を設けるため。

◇主な内容

選挙運動用ポスター1枚当たりの作成単価の計算式について、下記のとおり新たにポスター掲示場数が500以下の場合の算定区分を設ける。

- ・ ポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{310,500\text{円} + 525\text{円}6\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

- ・ ポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{573,030\text{円} + 27\text{円}50\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$$

◇施行期日

公布の日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

片瀬・下山地区学習等供用施設等の用途廃止を行うため。

◇主な内容

学習等供用施設5施設を廃止する。

名称	位置
片瀬・下山地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下那珂2966番地17
小牧台地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下那珂4518番地446
黒田地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下那珂7982番地
田ノ上地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島986番地1
田島地区学習等供用施設	宮崎市佐土原町下田島7005番地

◇施行期日

令和3年8月1日

◇提案理由

地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

1 個人市民税の非課税限度額における扶養親族の取扱いの見直し（第25条、第37条の3の3、附則第5条）

扶養控除における30歳以上70歳未満の国外居住親族の取扱いの見直しを踏まえ、個人市民税均等割及び所得割の非課税限度額の算定基礎となる扶養親族の取扱いの見直しを行う。

2 セルフメディケーション税制の延長（附則第6条）

健康の維持増進及び疾病予防に関する定期健康診断等の一定の取組を行う個人が、自己又は同一生計配偶者その他の親族に係る特定一般医薬品等の購入費を支払った場合における医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、適用期間を令和9年度分の個人市民税まで5年間延長する。

◇施行期日

公布の日（一部については、令和4年1月1日、令和6年1月1日。経過措置の規定あり。）

◇提案理由

行政不服審査法施行令の改正の趣旨を踏まえ、審査の申出における押印を不要とする等のため。

◇主な内容

審査申出書への押印及び口述書への署名押印の規定を廃止する。(第4条、第8条)

◇施行期日

公布の日

議案第135号 宮崎市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について 【都市計画課】

◇提案理由

宮崎広域都市計画生目地区地区計画の決定に伴い、同地区計画の区域内における建築物の制限を定めるため。

◇主な内容

1 次の区域を「地区整備計画区域」に加える。(別表第1)

名称	区域
生目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された宮崎広域都市計画生目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

2 生目地区地区整備計画区域の「建築物の用途の制限」等については、次のとおりとする。(別表第2)

建築してはならない建築物	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 建築基準法別表第2(イ)項第1号に掲げるもの(長屋を除く。) (2) 建築基準法別表第2(イ)項第2号に掲げるもの (3) 前2号の建築物に附属するもの(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
容積率の最高限度	80%
建蔽率の最高限度	50%
建築物の敷地面積の最低限度	200㎡
壁面の位置の制限	道路壁面後退距離及び隣地壁面後退距離は、1mとする。
建築物の高さの最高限度	10m

◇施行期日

公布の日

4 報告の概要

報告第16号 令和2年度宮崎市継続費繰越計算書

【財政課】

◇概要

地方自治法施行令第145条第1項の規定による継続費の繰越しについて、同項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等

(単位：円)

会計名	事業名	継続費 の総額	令和2年度 継続費 予算現額	支出済額 及び 支出見込額	翌年度 繰越額
一般会計	生日地域複合型施設整備事業（地域センター分）	270,030,000	134,633,000	68,547,870	66,085,130
	生日地域複合型施設整備事業（公民館分）	776,930,000	410,857,000	224,128,670	186,728,330
合計		1,046,960,000	545,490,000	292,676,540	252,813,460

◇概要

地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許費の繰越しについて、同項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等

(単位:円)

会計名	事業名	繰越明許予算額 (事業数)	翌年度繰越額 (事業数)
一般会計	新型コロナウイルスワクチン接種 体制確保事業 街路整備事業 道路新設改良事業 外98件	8,736,365,000 (101事業)	7,750,148,776 (92事業)
公営住宅建設資金 特別会計	黒坂団地建替事業 公営住宅ストック総合改善事業 新町・追手団地建替事業	202,117,000 (3事業)	137,076,426 (3事業)
国民健康保険 特別会計	国民健康保険システム改修事業 窓口案内表示システム導入事業	24,244,000 (2事業)	15,774,000 (2事業)
後期高齢者医療 特別会計	後期高齢者医療システム改修事業	4,961,000 (1事業)	2,605,900 (1事業)
公園墓地 特別会計	桃山墓地整備事業	5,000,000 (1事業)	0
卸売市場 特別会計	中央卸売市場・市場施設整備事業	75,468,000 (1事業)	75,400,000 (1事業)
宅地造成事業 特別会計	東部第二土地区画整理事業	8,000,000 (1事業)	5,619,562 (1事業)
合計		9,056,155,000 (110事業)	7,986,624,664 (100事業)

◇概要

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による継続費の繰越しについて、同項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等

(単位：円)

款/項	事業名	継続費 の総額	令和2年度 継続費 予算現額	支払義務 発生(見込)額	翌年度 繰越額
1 水道事業資本的 支出 1 建設改良費	下北方浄水場新系浄水施設整備事業	4,834,350,000	1,026,707,278	963,285,000	63,422,278
	下北方浄水場脱水処理施設整備事業	1,895,140,000	17,000,000	16,390,000	610,000
	幹線管路耐震化事業(導水管整備)	1,450,000,000	854,700,000	478,201,000	376,499,000
	内海中継ポンプ所外電気機械設備更新事業	240,000,000	35,200,000	0	35,200,000
合計		8,419,490,000	1,933,607,278	1,457,876,000	475,731,278

◇概要

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による継続費の繰越しについて、同項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等

(単位：円)

款／項	事業名	継続費 の総額	令和2年度 継続費 予算現額	支払義務 発生(見込)額	翌年度 繰越額
1 下水道 事業資本 的支出 1 建設改 良費	宮崎処理場 分流汚水ポ ンプ設備外 改築事業	276,400,000	98,200,000	50,160,000	48,040,000
	鶴島中継ポ ンプ場自家 発電設備改 築事業	193,800,000	56,200,000	25,560,000	30,640,000
合計		470,200,000	154,400,000	75,720,000	78,680,000

◇概要

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越し並びに同条第2項ただし書の規定による営業費用及び建設改良費の事故繰越しについて、同条第3項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額 (単位：円)

款／項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 水道事業資本的支出 1 建設改良費	幹線管路耐震化事業祇園工区配水管布設替工事（但し小松川推進工その2）	123,750,000	49,500,000	74,250,000

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による営業費用及び建設改良費の事故繰越額 (単位：円)

款／項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 水道事業費用 1 営業費用	県道宮崎北郷線配水管布設工事	5,163,282	0	5,163,282
1 水道事業資本的支出 1 建設改良費		21,698,718	0	21,698,718
1 水道事業費用 1 営業費用	佐土原導送配水管充填撤去工事（但し水管橋撤去工）	68,468,000	30,430,000	38,038,000
合計		95,330,000	30,430,000	64,900,000

報告第21号 令和2年度宮崎市公共下水道事業会計予算繰越計算書

【上下水道局 管理部 財務課】

◇概要

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越し並びに同条第2項ただし書の規定による営業費用の事故繰越しについて、同条第3項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額 (単位：円)

款／項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 下水道事業資本的支出 1 建設改良費	合流地区管渠改築工事（2-13工区） 外85件	2,316,918,374	432,563,433	1,884,354,941

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による営業費用の事故繰越額 (単位：円)

款／項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 下水道事業費用 1 営業費用	大谷雨水ポンプ場 No. 1雨水ポンプ 点検整備外2件	105,217,448	0	105,217,448

報告第22号 令和2年度宮崎市農業集落排水事業会計予算繰越計算書

【上下水道局 管理部 財務課】

◇概要

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越しについて、同条第3項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額 (単位：円)

款／項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 農業集落排水事業資本的支出 1 建設改良費	令和2年度農業集落排水施設最適整備構想策定業務委託	17,050,000	0	17,050,000

◇概要

宮崎市土地開発公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するもの。

◇報告書類

- 1 令和2年度宮崎市土地開発公社事業報告書及び決算書
- 2 令和3年度宮崎市土地開発公社事業計画書及び予算書

報告第24号及び報告第25号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分について、議会に報告するもの。

(1) 訴えの提起についての専決処分

報告第24号及び第25号 専決処分の報告について

【建築住宅課】

◇概要

抵当権設定登記の抹消手続を求める訴えの提起を行うにあたり、専決処分を行ったもの。

◇請求の要旨

<報告第24号>

- (1) 被告は、宮崎市佐土原町下田島字都甲路5038番の土地について、宮崎地方法務局昭和6年2月13日受付第780号抵当権設定登記の抹消手続をせよ。
- (2) 訴訟費用は、被告の負担とする。
との判決を求める。
※抵当権設定登記の債権額（目的の価額）は、金285円。

<報告第25号>

- (1) 被告は、宮崎市清武町木原字尾ノ下128番の土地について、宮崎地方法務局昭和3年8月4日受付第8541号抵当権設定登記の抹消手続をせよ。
- (2) 訴訟費用は、被告の負担とする。
との判決を求める。
※抵当権設定登記の債権額（目的の価額）は、金300円。

◇訴訟遂行の方針

<報告第24号及び報告第25号>

判決の結果必要があるときは、上訴するものとする。